

高等教育修学支援制度の支援対象者の要件

高等教育修学支援制度の支援対象者の要件は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）及び関係政省令等に基づき、概ね次のとおり定められています。給付奨学金と授業料等免除は共通基準ですが、原則、給付奨学金の採用時（適格認定時）の申請において支援対象者の要件に関する確認を行います。

（注）以下に記載する要件は簡略記載しており、詳細は法令の定めるところによります。

採用時（新規申請）における支援対象者の要件

家計の経済状況に関する要件（採用時）

【所得に関する要件】

以下の算式により算出された額について、学生及びその生計維持者（※）の合計額が以下の基準に該当する者

※生計維持者＝父母（死別・離別している場合はどちらか一方）、父母に代わって生計を維持する者がある場合はその者

算出式：市町村民税（所得割）の課税標準額×6%－（調整控除の額＋税額調整額（※））

※政令指定都市に市民税を納税している場合は、（調整控除の額＋税額調整額）に3/4を乗じた額

基準額：	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
	3/3（全額）支援	2/3支援	1/3支援
	100円未満	100円以上～25,600円未満	25,600円以上～51,300円未満

【資産に関する要件】

学生及びその生計維持者（※）が保有する資産の合計額が以下の基準に該当する者

※生計維持者＝父母（死別・離別している場合はどちらか一方）、父母に代わって生計を維持する者がある場合はその者

基準額：	生計維持者が2人の場合	2,000万円未満
	生計維持者が1人の場合	1,250万円未満

対象となる資産の範囲：現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券の合計額（不動産、負債は対象外）

学業成績・学修意欲に関する要件（採用時）

高校3年生／予約採用（申請時期：本学入学前の高等学校等在籍時の所定の申請期間）

高校2年次までの評定平均値に基づき、在籍する高等学校等において学業成績・学修意欲の確認を行う

学部1年生／在学採用（申請時期：本学に入学した月の所定の申請期間）

次の①から④までのいずれかに該当すること

- ①高等学校等における評定平均値が3.5以上であること
- ②入学試験の成績が入学者の上位1/2の範囲に属すること
- ③高等学校卒業程度認定試験の合格者であること
- ④将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが学修計画書等により確認できること

学部2年生以上／在学採用（申請時期：本学在学中の毎年3月～4月（9月～10月）の所定の申請期間）

次の①か②のいずれかに該当する者

- ①学業成績の入学時からの通算GPA（平均成績）が在籍する学部等の上位1/2の範囲に属すること
 - ②修得単位数が標準単位数（※）以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが学修計画書等により確認できること
- ただし、①又は②に該当する場合であっても、在学中の学業成績等が、下記の「適格認定」の基準の「廃止」に該当するときは、支援対象者の要件には該当しない

※修得単位数＝卒業に必要な単位数／所属学部等の修業年限×申請者の在学年数

国籍・在留資格に関する要件

- ①日本国籍を有する者、②法定特別永住者として本邦に在留する者、③永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等をもって本邦に在留する者、④定住者の在留資格をもって本邦に在留する者で将来永住する意思があると認められた者、のいずれかに該当する者

（補足）外国人留学生は支援対象者の要件には該当しない

大学に入学するまでの期間に関する要件

高等学校等を初めて卒業した日の属する年度の翌年度の末日から本学に入学した日までの期間が2年を経過していない者又はこれに準ずる者など、法令の定めるところにより、支援対象者の「大学に入学するまでの期間に関する要件」に該当する者

（補足）学士入学又は学士編入学により入学した者は支援対象者の要件には該当しない

適格認定時（継続申請）における支援対象者の要件

「学業成績・学修意欲に関する要件」及び「上記以外に関する要件」は、該当する場合に右欄の適用を受けることとなります。「家計の経済状況に関する要件」は、該当しない場合に右欄の適用を受けることとなります。

学業成績・学修意欲に関する要件 時期：冬学期末頃の申請に基づき次期の支援継続等を決定

<p>次のいずれかに該当すること</p> <p>①修業年限で卒業できないことが確定したこと</p> <p>②修得単位数が標準単位数（※）の5割以下であること</p> <p>③出席率が5割以下であるなど学修意欲が著しく低い状況にあると本学が判定したこと</p> <p>④下記の「警告」の基準に連続して該当すること</p> <p>※修得単位数＝卒業に必要な単位数／所属学部等の修業年限×申請者の在学年数</p>	<p>支援の廃止（打ち切り）</p> <p>学業成績が著しく不良であり、災害、傷病、その他やむを得ない事由がないときは返還を求める</p>
<p>次のいずれかに該当すること（上記の「廃止」の基準に該当する者を除く）</p> <p>①修得単位数が標準単位数（※）の6割以下であること</p> <p>②学業成績の当該年度のGPA（平均成績）が在籍する学部等の下位1/4に属すること</p> <p>③出席率が8割以下であるなど学修意欲が低い状況にあると本学が判定したこと</p> <p>※修得単位数＝卒業に必要な単位数／所属学部等の修業年限×申請者の在学年数</p>	<p>警告</p> <p>支援は継続するが、学業成績の向上に努力するよう指導する（連続して「警告」に該当する場合は支援を打ち切る）</p>

家計の経済状況に関する要件 時期：夏学期末頃の申請に基づき次期の支援区分等を決定

<p>【所得に関する要件】</p> <p>以下の算式により算出された額について、学生及びその生計維持者（※）の合計額が以下の基準に該当する者</p> <p>※生計維持者＝父母（死別・離別している場合はどちらか一方）、父母に代わって生計を維持する者がある場合はその者</p> <p>算出式： 市町村民税（所得割）の課税標準額×6%－（調整控除の額＋税額調整額（※））</p> <p>※政令指定都市に市民税を納税している場合は、（調整控除の額＋税額調整額）に3/4を乗じた額</p> <p>基準額：</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第Ⅰ区分</th> <th>第Ⅱ区分</th> <th>第Ⅲ区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3/3（全額）支援</td> <td>2/3支援</td> <td>1/3支援</td> </tr> <tr> <td>100円未満</td> <td>100円以上～25,600円未満</td> <td>25,600円以上～51,300円未満</td> </tr> </tbody> </table>	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	3/3（全額）支援	2/3支援	1/3支援	100円未満	100円以上～25,600円未満	25,600円以上～51,300円未満	<p>支援の停止または支援区分・支援額の変更</p> <p>直近の収入の状況に応じて、支援の区分が変更となる場合は支援額を変更し、いずれの基準額にも該当しない場合は支援を停止する（いずれかの基準額に該当するようになった場合は支援を再開する）</p>
第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分								
3/3（全額）支援	2/3支援	1/3支援								
100円未満	100円以上～25,600円未満	25,600円以上～51,300円未満								
<p>【資産に関する要件】</p> <p>学生及びその生計維持者（※）が保有する資産の合計額が以下の基準に該当する者</p> <p>※生計維持者＝父母（死別・離別している場合はどちらか一方）、父母に代わって生計を維持する者がある場合はその者</p> <p>基準額：</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>生計維持者が2人の場合</td> <td>2,000万円未満</td> </tr> <tr> <td>生計維持者が1人の場合</td> <td>1,250万円未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>対象となる資産の範囲：現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券の合計額（不動産、負債は対象外）</p>	生計維持者が2人の場合	2,000万円未満	生計維持者が1人の場合	1,250万円未満	<p>支援の停止</p> <p>基準額に該当しない場合は支援を停止する（基準額に該当するようになった場合は支援を再開する）</p>					
生計維持者が2人の場合	2,000万円未満									
生計維持者が1人の場合	1,250万円未満									

上記以外に関する要件 時期：随時該当するとき

<p>次のいずれかに該当する場合は支援を打ち切る</p> <p>①偽りその他不正な手段により支援措置を受けた者</p> <p>②大学から退学・停学（無期限又は3ヶ月以上のものに限る）の懲戒処分を受けた者</p>	<p>支援の廃止（打ち切り）</p> <p>返還を求める</p>
<p>次のいずれかに該当する場合は支援を停止する</p> <p>①大学から休学を認められた場合には支援を停止する（復学時には学生からの申出に基づき支援を再開する）</p> <p>②大学から停学（3ヶ月未満）及び訓告の懲戒処分を受けた場合、停学は停学期間、訓告は1カ月間支援を停止する（支援停止期間後には学生からの申出に基づき支援を再開する）</p>	<p>支援の停止</p>

支援対象者の要件に関する留意事項

- 支援対象者の要件として以下に該当する場合も支援対象者とはなりません。
 - ・過去に在籍した高等教育機関（本学を含む）で高等教育修学支援制度の授業料等減免の支援を一度受けたことがある
 - ・本学在籍中に高等教育修学支援制度の授業料等減免の支援を受けていたが打ち切られた
- 法令等で定める斟酌すべきやむを得ない事情があると認められるとき（社会的養護を必要とする場合、傷病・災害など）は、学業成績・学修意欲に関する要件を緩和する特例措置が適用されることがあります。
- 文部科学省及び独立行政法人日本学生支援機構のホームページに、高等教育修学支援制度の詳細な情報が掲載されていますので、ご確認ください。